

臨時福祉給付金の 申請受付が始まりました

臨時福祉給付金は、平成 26 年 4 月の消費税率引き上げによる所得の低い人への影響を緩和するために給付するものです。

● 支給対象者

平成 27 年度分の住民税が課税されていない人が対象です。

※ただし、以下に該当する人は対象となりません

- ・ 課税されている人に扶養されている
- ・ 生活保護を受給している など

● 支給額

対象者 1 人につき 6,000 円

● 基準日

平成 27 年 1 月 1 日

● 申請方法

▷ 申請先 = 鞍手町役場福祉人権課「臨時福祉給付金窓口」

※基準日時点で、住民票がある市町村に申請してください

▷ 申請期間 = 平成 27 年 9 月 1 日 (火) から 11 月 30 日 (月) まで (土・日・祝日は除く)。時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし木曜日は午後 7 時まで

▷ 申請書類 = 対象者には申請書を郵送しています。申請書が届いていない場合はお問い合わせください

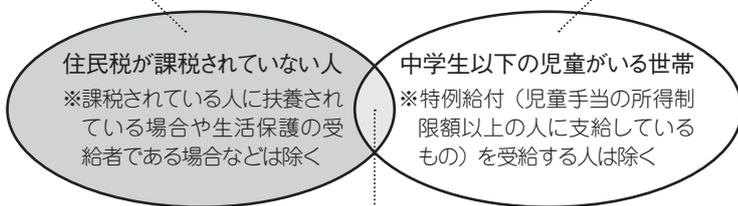


2つの給付金を両方とも受け取ることができます

「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」のそれぞれの支給要件を満たす人については、両方の給付金を受け取ることができます。

臨時福祉給付金対象者

子育て世帯臨時特例給付金対象者



● 問い合わせ

▷ 申請について…

鞍手町役場福祉人権課「臨時福祉給付金窓口」

☎ 4 2 - 2 1 1 1 (内線 248)

▷ 制度について…

厚生労働省「2つの給付金」専用ダイヤル

☎ 0 5 7 0 - 0 3 7 - 1 9 2

! 「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」の“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください

● 町や厚生労働省などが ATM (現金自動支払機) の操作をお願いすることはありません。

● ATM を自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことはできません。

● 町や厚生労働省などが、「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」を支給するために、手数料の振り込みを求めることはありません。

町や厚生労働省などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、役場や警察署 (または警察相談専用電話 (#9110)) にご連絡ください。